

## 令和5年度第1回河内長野市入札等監視委員会議事概要

- 【開催日時】 令和5年7月24日（水） 午後2時から午後4時05分  
【開催場所】 河内長野市役所4階入札室及びウェブ会議  
【出席者】 （委員）3名  
                  （市） 契約検査課長、契約検査課職員5名、その他各案件の担当課職員  
【議事概要】 下記のとおり

### 1. 開会あいさつ（総務部長欠席により契約検査課長が代読）

本日はお忙しいところ、本市の入札等監視委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

この度はA委員、B委員におかれましては、任期満了によります委員継続にご快諾いただき、また、C委員におかれましては、新たに委員就任にご快諾をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類となりまして、濃厚接触者の外出制限やマスク着用等の措置がなくなるなど、新型コロナウイルス流行前の日常生活が戻りつつありますが、本市におきましては6月2日に発生しました大雨の影響により、市内約30箇所にて土砂災害などの被害が発生しました。一部の現場では、現在もその復旧作業が行われている状況ですが、このような緊急を要する工事に関しましては、随意契約にて迅速に対応し、早期に安全が確保できるよう、取り組んでいるところでございます。

また、今年度の入札におきましては、前回の委員会でご助言いただきました、競争の確保の取り組みとしまして、以前の入札から応札者が少ない工事と同種の工事につきましては、入札参加資格条件の見直し等を考えております。取り組みの経過につきましては、次回の委員会でご報告できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今後とも引き続き、入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えておりますので、当委員会におきまして、委員の皆様それぞれの視点からご意見・ご助言を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

### 2. 委員長の選出

審議に先立ち、委員長の選出を行った。委員の互選によりA委員が委員長として選出された。

### 3. 報告事項（契約検査課課長）

令和4年9月から令和5年3月までの入札状況（入札方式・件数・落札率等）及び指名停止措置状況（1件）について報告した。

#### 4. 案件審議

事前に抽出された5件（工事3件・業務1件・物品1件）の案件について、はじめに事務局から案件概要（入札の方法、落札者の決定等）を説明し、続いて案件を抽出した委員より各案件の抽出理由が説明された後、各委員による内容審議が行われた。なお、案件は次のとおり。

案件1 河内長野市消防署北出張所仮眠室等改修工事（担当：資産活用課）

##### （1）抽出理由

金額が他と比べて小さいわけではないが、応札者が2者に留まっているので確認したく抽出した。

##### （2）主な質問及び回答

委員 どのような工事なのか。

担当課 仮眠室は1つの部屋に複数のベッドがあり共用で使用していたが、新型コロナウイルス感染症を予防する観点で、消防隊員1人1人に仮眠室を割り当てられるよう、個室化した工事になる。

委員 特殊な工事になるのか。

担当課 壁や天井など塗装やクロス材について、抗ウイルスの内装材を使用している。換気設備については個々の部屋に設置している。

事務局 工事の内容自体は一般的なものになる。

委員 では、参加業者が2者だけだったのはなぜか？一般的な工事だとするとたくさん応札がありそうだが。

事務局 本市で毎回議題に上がっているところではあるが、建築一式工事でこの規模だと参加業者が2者ぐらいしかいないというところで、今回はその想定した2者ともが応札した状況ではあった。

委員 この規模というのは。

事務局 だいたい5000万円以下とそれ以上の工事では応札業者が分かれる。

委員 1000万円以下の工事もあるが、このような工事について業者は応札しにくいよ

うな内容になっているのか。事前選考資料の一覧を見ると 1000 万円以下の工事が結構あり参加者が 10 者くらいはいたりするが。

事務局 工種によって、応札者数に違いがある。例えば舗装工事については応札者が多い。今回の案件の建築一式工事については応札者が少ない状況である。

以前から応札がかなり少ない状況で、ここ何年間は応札無しで不調となる案件も出ている。なぜ応札が少ないのか、金額が合わないのか、工期が厳しいのか、やりたいと思っていないのか、理由は把握しきれていない。

委員 聞きとりなどはしないのか。

事務局 業者と会った時には聞き取りを行っていて、その時は金額が合わないという回答だった。

委員 長いことそういう状況なのであれば、やはり検証して対策を練っていく必要があるのでは。もっと参加者条件を広げるなどの対策とか。

事務局 市内限定としているのを市外業者も対象とするのかなど考えてはいるところ。

委員 地元や市内業者の育成など理解はできるが。

委員 同様の工事が過去にあったかどうかかわからないが、遡ると参加業者は多かったのか、それともずっとこういう感じなのか。

事務局 ずっと同じような状況が続いていて、建築一式工事については参加者が少ない。元々登録業者自体が少ない。特に工事金額の規模が小さいとこのような状況になる。おそらく市外業者まで参加可能としても応札者数が大きく増えないのではと予想している。

委員 市外業者も応札がなさそうな理由はどのようなものが考えられるか。

事務局 市外業者は大型案件を応札することが多いので、やってみないと分からないが、あまり規模が小さい案件は市内業者でも応札しなかったりするので、市外業者だとなおさらではないかと予想している。

委員 利幅が少ない？

事務局 その可能性はある。建築一式工事に登録のある市内業者で、土木一式工事や舗装工事に登録があると、そちらには応札があったりする。土木一式工事と建築一式工事を比

べると、建築一式工事はどうしても下請け工事の数が多いので、利益のことを考えると、やはり土木工事や舗装工事の方が、同じ請負金額だったとしても利益があると思われる。

委員 入札参加資格について、市内業者に限定するかどうかの条件設定は案件ごとに決めているのか。それとも規則で一律に決まっているのか。

事務局 案件ごとに決めている。原則、市内業者で登録者数が多ければ、市内業者に発注することとしている。

委員 規則を変えたりしなくても、今回は応札が少なそうだから市外業者も対象とするというようなことはあるのか？

事務局 案件や入札の状況によって参加条件を広げた上で発注をするということは、その時々で考慮して行っている。

委員 更衣室、休憩室、仮眠室を全て個室の仮眠室にしたのか。

担当課 全てではない。仮眠室であったところは個室の仮眠室としたが、仮眠室の面積がどうしても広がるので、倉庫を救急備品庫にしたり、更衣室を教養室へ持っていき、教養室は休憩室にするなど他の部屋を組み替えるなどして仮眠室の面積を確保した。

委員 個室は更衣室や休憩を兼ねるものではない？

担当課 ベッドだけで、更衣や休憩は別の部屋としている。個室は4㎡程度である。

委員 教養室は本来どのような使い方をしていたのか。例えば朝礼をやっていたとか。

担当課 朝礼などは事務室で行っていて、教養室は現状で有効な活用がされてなかったの、変更をしても支障はなかったと聞いている。

委員 参加条件を市内業者に限定するかどうかについて、もちろん状況があるので、ガチガチのルールを作る必要はないとは思いながらも、ガイドラインみたいなものがないと、担当者によって恣意的に市内業者に限定しているみたいに見えてしまう時が出てくるのではないかと懸念するが、そのあたり検討する余地があるのかどうなのかも含めて聞きたい。そうでないと、いつも市内業者に限定しているように見えて外からの批判に対応できない、そんな時が来るのではないか。

事務局 今年度から、建築一式工事については最初の入札から市外業者も参加資格に入れ

て発注するという試みをしている。その結果、ある案件では7社応札があったので、今年度1年間、様子を見て有効かどうか検証して、またこの結果をご報告させていただきたいと考えている。

案件2 南花台大規模盛土造成地法面復旧工事 (担当:都市整備課)

(1) 抽出理由

工事金額が突出して大きい案件なので、確認したく抽出した。

(2) 主な質問及び回答

委員 どのようなニーズに基づいてなされた工事なのか。

事務局 令和2年度に南花台地区の緑地で大規模な地すべりが発生した。すぐ近くが民家ということもあり、その当時に応急工事をしているが、去年度に設計業務を行い、工事発注を行ったものになる。

委員 南花台はニュータウンだそうですね。そうすると住宅一戸があるわけじゃなくて、地域住民に危険が大規模に及ぶような、そういったイメージの地すべりだったというふう

に理解してよいか。地すべり自体は何か大きな被害があったのか。

担当課 土が緑地の下の方に落ちて、法面の下に池があるがそこに土が落ちてしまい、池の貯水量が落ちたので、雨の日など水が入っていかない状況はある。

委員 そちらも応急処置済みなのか。

担当課 第三者被害がまだないので、今回の工事に対応する予定としている。

委員 A ランクの案件だが B ランクの市内業者で充分対応可能という判断のもと発注したということが資料に記載されているが、ここの判断自体は、ルールがあってこの条件を満たすと対応可能だからこうだというガイドラインがあるわけではなくて、直観的に判断したら、B ランクでも発注するという事になっているのか。

事務局 予定価格が500万円以上の案件については、本市の内部組織である請負業者等選定委員会に条件等を諮った上で発注している。今回の工事内容がグラウンドアンカー工という、法面にワイヤーを入れて安定地盤まで到達させて、法面はコンクリートなどの吹き付けで覆い、このコンクリートをワイヤーで引っ張ることでこれ以上法面が滑らないようにする工法になるが、難易度の高い工事ではないので、市内業者で充分対応可能だったと判断している。ただ、工事規模が大きいので、今回2億円程度と高額になっているが、市

内業者で充分可能だと判断して、市内業者の育成を優先して条件設定をさせて頂いた。ガイドラインは無いが、請負業者等選定委員会に諮った上で発注している。

委員 12社とも市内業者なのか。さきほどの件の話にもなるが、建築工事にも登録ある業者もいるのでは。

事務局 ご指摘の通り、建築工事にも登録のある業者が、金額の大きいこちらの工事に応札があった。

委員 そうすると、このような金額が大きな案件を受注するため、先の案件は応札しないみたいな、そういう入札の仕方を業者がしているということになるのか。

事務局 同日に公表されている案件については、1件しか落札候補者になれないというルールがあり、今回の案件と同日に公表された建築工事があったら、そちらは応札しないということがあったかもしれない。

また、手持ち制限という、工種ごとにいくらまで受注可能という制限を設けている。なので、建築一式工事で既に1億円の工事を受注していたとしても、今回の案件では土木工事で手持ち金額の制限に引っかからなければ、応札できるということにはなっていた。

委員 何か、悪いわけではない何らかのからくりが、やっぱりありそうな感じがする。A委員が1件目と2件目の差異を気にされているような。私も思うところがあって、何か、業者であればすぐわかるようなプレッシャーみたいなもの、悪いプレッシャーではなくて、2件あるならこちらを応札しましょうという力関係みたいな。推測になりますが。それがもしわかれば、またそれに応じて対策を。

事務局 やはり建築工事のほうが利益が少ないというのはよく聞くところなので、ある程度は仕方のないことと考えている。また、この案件で応札のある業者について、建築よりも土木の技術者のほうが多い業者が多く、土木工事によく応札がある印象ではある。

委員 もしかすると、河内長野市の特性みたいなものがあるのか。自然と接しているというところもあって、土木業者のほうが多くなるとか。

事務局 全体の登録数として令和4年度では土木一式工事は79者、建築一式工事は24者で、発注案件数については、土木工事（土木一式工事、舗装工事等）が約100件、建築工事が約10件であり、登録者数、発注案件とも土木工事が多い。

案件3 千代田放課後児童会施設整備工事

(担当課：教育総務課)

(1) 抽出理由

1者入札というところで選定した。

(2) 主な質問及び回答

委員 1者しか入札がなかったということで考えられる原因はあるか。

事務局 案件1と同じ説明になるが、案件1で応札した業者と案件3で応札した業者の2者が5000万円以下ぐらいの工事を応札している業者になる。この案件3は開札日が11月28日で年度の後半であり、もともと建築工事は応札自体が少ないというのもあり、今回は1者のみの応札になったと考えている。

委員 年度の後半の発注になったというのは何か理由があるのか。

担当課 この工事は地域教育推進課から依頼を受けて教育総務課が工事したものになる。本来であれば、工事を行う前年度に設計業務を行い、工事は夏休みの時期に行うが、依頼を受けた時が前年度の7月下旬でそこから設計業務をしてから工事発注になった。依頼を受けたタイミングが遅かったため、工事もその分だけ発注が年度末にずれた。

委員 依頼のタイミングがずれたというのは、イレギュラーな工事だったのか。

担当課 地域教育推進課が依頼してきたタイミングが、遅かったということである。

委員 工事内容は？老朽化してきたからなどではなくて、どのような工事なのか。

担当課 この放課後児童会は小学校のグラウンドの中にあり、5部屋ぐらいの建物になる。その部屋の内の1室が将来用で、内装など何もしていない状態で倉庫として使っていたものを、今回、利用する児童数が増えるということで、部屋として使えるように整備する工事になる。

委員 新設ではない？増築？

事務局 改築になる。何も仕上げをしていなかった倉庫を部屋に変更する工事になる。

委員 もともと学童があって対象人員が増えたということだが、それは前年度に予算を組んでいたのか。本来であれば、夏休み期間中に工事やるべきで、それをイレギュラーでやったということは、その前段階で、前年は翌年の予算の時にまだ組まれていなかったということか。

事務局 依頼工事になるので、地域教育推進課がもともと予算を持っていたかどうか、今わかりかねる。

委員 聞きたいのは、この年度でお金が余ったから工事をやるかということで、夏休みを過ぎて工事をしたのか。それとも先に新年度当初予算を組んでいて、この工事は9月にしようとしていたのか。

事務局 おそらく、放課後児童会に預ける児童の数が増えたため急きょ対応しようとなったと思われる。年度当初で予算があれば、年度当初から工事を依頼すると思われるので。

委員 そうだとしたら、予算を他から捻出したということですね。

事務局 補正予算を組んでいるかもしれない。

委員 議会はどうなっているのか。

事務局 3月、6月、9月、12月で行われる。

委員 その辺りどうなっているのか、一回ちょっと確認してみてください。

委員 根本的なことを言うことになるのかもしれないが、これは必要なのかと。人口が増えた、あるいは児童数が増えたということはあると思うが、放課後児童会ですよね。大阪市内だと、もともと使っている空き教室を使って放課後の児童に対応していたりするので、児童数が増えたということだけで、本当に必要な工事だったのかと。

事務局 千代田小学校はまだ児童数が減っていないくて、空き教室がない状態である。

委員 放課後なので教室は空いていると思うが。

事務局 学校の教室を使わせてもらえないという事情がある。

委員 個別の、例えば6年2組の教室は私物が置いてあったりするので、そこはおそらく使えないと思うが、そうではない教室に生徒を集めて放課後児童会として使えるのでは。

事務局 専門的な理科室や技術室などは高学年が午後の授業で使う場合もあるので、そういうところは使えない。完全に空き教室がある小学校に関しては、そういう使い方はされている。ただ、千代田小学校に関しては学校側から空き教室が出せないということで児童

会の建物を建てたものになる。

委員 空き教室が出せないというのは学校側が一方向的に言っているのか。それとも現地調査されたということか。

事務局 セキュリティの問題など色々な条件があって、学校が了解しているというような形になっていると思われる。

委員 例えば小学校が合併したということであれば理解できる。今までの人数とは違うということになると思う。ところが、今後急激に利用者数が増えるということにならないですよね。大阪府を見渡してもなかなか。この小学校だけは人口がすごく上がって児童数が1.5倍になる、というのは、合併以外のパターンではリゾートぐらいしか想像がつかない。しかも放課後児童会は、よほどすくなくれば上級生はある程度になるともう面白くないので、家に帰ってしまうという。

事務局 おっしゃる通り、高学年の子どもは預けないという家庭も多く、また今までは例えば3年生までしか放課後児童会に入れないというような形だったが、最近は6年生まで受け入れるべきと国から指導があり、また6年生まで預ける家庭も増えてきていて、放課後児童会の人数は増えているのが現状である。

委員 国の要請があって、それに対応する形であると。

事務局 この事業には補助金も交付されることになっている。

委員 利用者は年々増えているという感じなのか。今年たまたま多かったわけではない？

事務局 最近は共働きの家庭が多くなっているので、低学年からの利用が多いと思われる。

委員 対象が3年生までだったところ、6年生まで拡大するということになったので、その懸念も含めて用意をすると。

事務局 支援の方針が変わってきたというところ。

委員 人口でいうと、先ほどの南花台地区などは人口が減ってきている地域であるので、千代田地区も状況はそんなに変わらないのではないかとと思われるが。

事務局 本市では、千代田、長野、三日市の小学校に関しては、児童数があまり減っていないというふう聞いていて、放課後児童会の利用者が増えていて、それで教室を増やすと

ころもあり、千代田放課後児童会では倉庫を改装するものになる。

委員 さきほどの予算のことで、国からの指導と補助金が絡んでいるという話なので、その関係もあって年度途中の遅くの発注となったのか。

担当課 依頼課である地域教育推進課に確認をする。

(一時中断)

担当課 今回の工事について、予算は9月補正で予算を確保しているということだった。9月の補正だったので、依頼課からは7月に工事依頼を受けて、そこから設計業務を行い、その後に工事発注をして開札が11月でそこから工事を行ったということになる。

また、児童の利用者数について、毎年5月1日に放課後児童会の利用申込みの集計を行うが、令和3年5月1日時点で133名の申し込みがあった。令和4年5月1日時点では152名ということで、19名の増加であった。この流れから、令和5年で20名程度の増加があれば定員(160名)オーバーになるかもしれないということで、児童室を増やす必要があった。

また、令和4年5月1日時点の申込みの内訳が、1年生が47名、6年生が1名で、次年度に仮に40名程度が申込みするとなれば定員オーバーになってしまうということで、工事を行うこととなったというものになる。

1部屋あたり40名が利用できて、今は4部屋で160名が利用できるが、1部屋整備して200名が利用できるように工事を行ったものになる。

委員 5月1日の時点で利用者数の予測ができたから、9月補正で予算を確保した、ということですね。よくわかりました。

委員 入札公告にある、「12 入札の無効 (5) 河内長野市電子入札心得書第11条に該当する入札」とはどのようなものか。

事務局 いくつか入札が無効になる場合を挙げており、例えば、書類の中で業者の名前を書いていない、金額が入っていないなどの不備などがある。

案件4 西之山配水池更新工事实施設設計業務 (担当:水道課)

(1) 抽出理由

業務の中で一番金額が大きく、にもかかわらず応札者が2者しかいないということで確認したく抽出した。

(2) 主な質問及び回答

委員 登録業者の数は？

事務局 26者が参加可能であった。

委員 同様の案件の発注はあったのか。例えば他の案件に関わっていて、こちらに回れなかったとか。

事務局 この案件の他には同様の案件はなかった。

委員 履行実績の条件を満たす業者は、26者の中でどのくらいいたと想定していたか。

事務局 おそらく5から10者以内と予想していた。

委員 すると、履行実績の条件でだいぶ参加者が絞られると。

事務局 今回の設計内容は、本市の中では大規模な配水池となるので、それなりの条件を参加者に求めたものになる。これぐらいの規模の設計になると、登録業者は26者いるが、設計できる者は限られてくると考えている。ただ、履行実績があれば応札できるということにさせていただいた。

委員 過去15年以内での履行実績なので、応札したくても応札できなかった業者もいるのではないと思われる。この条件は厳しすぎるということはないのか。

事務局 一般的な内容であると思われる。ただ、今回は技術者を4人配置する必要があったので、ある程度の規模の業者でないと応札が難しかったとは考えている。

委員 西ノ山配水池の更新工事は今回初めてなのか。過去にも何回か工事はしたことがあるのか。

担当課 今ある配水池を取り壊して、新たに配水池を築造するという意味では、初めての工事になる。過去には、増設を繰り返して、現在は第1から第4までの配水池がある。

委員 D社（落札業者）は、過去の設計業務に応札していたのか。

担当課 配水池の設計業務ではないが、電気設備の更新工事の設計業務などでは応札があった。

委員 2者の応札額がだいぶ異なるので、どうしてこの差が出てくるのかと。こういった設計業務は、毎回同じ業者が落札してノウハウがあるので、ということが過去にあったのかなと。そういうことではないのか。

事務局 一般競争入札をしているので、この金額であれば設計業務ができる、という金額で応札しているのではないかというふうに考えている。

委員 応札額の差が3000万円くらいある。幅がありすぎると思う。これはなぜか。E社(落札しなかったほうの業者)は最初から落札するつもりはなかったのか。

事務局 それぞれの応札額は、この金額であれば請け負えるという額を算出していると考えられるので、E社についても、予定価格よりも低い金額で応札しているので、この価格であれば業務ができると判断して応札したと考えている。

委員 工事と比べて最低制限価格が低いのはなぜか。最低制限価格に割合があるのは知っているが、60~90%くらい？工事ではだいたい90%くらいになっているが、業務は60%くらい、これは理由があるのか。

事務局 最低制限価格について、工事と設計業務の算定方法が異なる。設計業務のほうが低くなっている。

委員 要素がそれぞれ違うのだろうけど、なぜそんな違うようにする必要がある？だめというわけではなくて、興味で聞いている。そのあたりを自分たちが担当していて、わかってやっているのか。

事務局 設計業務の最低制限価格については、平成26年までは設定していなかった。それは良くないということで、とりあえずは60~90%、最低を60%にしましょうということで始まって、そこから見直しはまだしていないという状況である。

委員 それはやはり良くないでしょうね。見直ししていかないと。これまでこうだったからというわけではなくて。

事務局 工事のほうは、公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)のモデルを使って算定している。ただ、設計業務は60%の定率を掛けているというかんじになっている。最低賃金などの話もあるので、見直しをしていかなければならないという認識はある。

委員 認識があるのであれば、手を付けていくべきなんじゃないかな。その辺りはきちんとしておかないと、突っ込まれると思う。

もうひとつ、実施設計となっているが、基本設計はないのか。

担当課 基本設計は過去に行っている。

D社とE社で応札額が異なるということについて、別の案件でE社と話をしたときに、E社の会社の方針として、実施設計を行う際に基本設計は他社が行っていた場合に、実施設計をする前に基本設計を振り返る作業にある程度重点を置くので、費用がかかるというのは、後日談ではあるが聞いたところである。

#### 案件5 滅菌器

(担当：教育総務課)

##### (1) 抽出理由

対象案件のうち、物品はこの1件だったので確認したく抽出した。

##### (2) 主な質問及び回答

委員 滅菌器とは、どのようなものか。

事務局 保健室等で使う物品を、高圧の蒸気で殺菌するようなものになり、電子レンジのような形のものです。扉を開けて中に物を入れて作動させると、高圧の蒸気で滅菌できるというものになる。

担当課 保健室で、主に健康診断や内科検診など、口の中を確認するときに舌を押さえる金属の棒などは、一度使ったら消毒する必要があり、数本しかないので、定期的に滅菌器にかけて、また使うというふうにしている。また、けがしたときに使うピンセットなども定期的に滅菌器にかけている。

委員 消毒液のほうがよいのでは？

担当課 消毒液では完全に滅菌ができないということで、医療関係者などでは、医療用の器具は滅菌器で滅菌を行うというのがスタンダードな考え方になっているので、保健室でも滅菌器を置いている。

委員 100%滅菌できると。

担当課 ほぼほぼ滅菌できると聞いている。

委員 これまでも滅菌器は設置されていたのか。それとも今回新たに設置したのか。

担当課 元々設置されていた。今回老朽化を伴うもので、定期的に入れ替えを実施してい

たが、補助金の関係もあって学校の希望と設置年数で調整して、各学校で一斉に入れ替えたものになる。

委員 新型コロナウイルス感染症対策の関係？

担当課 そうである。補助金としてはそちらを活用させていただいた。

委員 補助金はどのくらい出るのか。

担当課 教育委員会で受けている補助金は2分の1になる。併せて、市全体で新型コロナウイルス感染症対策の補助金があり、残りの半分はそちらを充当するという形で調整している。市としては100%補助金で購入したというかんじになる。

委員 市全体で受ける補助金は、内訳は決まっていないということか。

担当課 新型コロナウイルス感染症対策として使うものに、それぞれ各課で要望したもので使うことができる補助金になっている。

委員 今、分配については協議していて、この滅菌器に関しては、残り半분을市全体の補助金から充てることになりそうだと。

担当課 そのとおりである。

委員 辞退が6者。多いか、少ないのか、私は初めてなのでわからないのだけれども。

事務局 物品の場合は指名競争入札といって、業者をこちらから指名するが、なかなかこちらが見込んだ通りに応札いただけない場合が多くて、3者くらいになることが、ままある。入札には8から10者を目途に指名することが多いが、3者とか少ない時は2者とか、あるいは1者以下で不調となってしまうことも多々ある。この案件で言えば、4者応札があったので、少なくはないということになる。

委員 今回は参考製品が挙げられていて、業者によって何を納入するか、提案するかということは違っていたのか。

事務局 参考製品としてヤガミ製が挙げられているが、業者によってはこれの同等品ということを事前に申請して、別のメーカー製品で事前に承認を得た上で応札した者もいた。

委員 落札者については、ヤガミ製だったのか。

事務局 落札者は同等品ということで、別のメーカー製品を事前に申請してきていた。

委員 他の業者は同等品申請だったのか。

事務局 同等品申請してきたのは落札者のみで、他の3者は参考製品での応札だった。

委員 市では事前に、1個これぐらいの単価でという試案は一切しないのか。

事務局 予定価格という入札の基準価格を設定する際に、物品の値段というのは勘案している。今回では、担当課の予算計上した額というのは事前にあって、その担当課の予算はどのように計上しているかという、参考見積等により物品1個当たりの値段を事前に調べた上で予算を計上している。その計上した予算から、契約検査課で入札に先立って予定価格を設定するので、その物の値段を勘案して基準の金額を決めている。

委員 その金額を用いて、何か判断するということはないということなのか。

事務局 予定価格が基準の金額になるので、予定価格を超えた金額で応札があっても落札にはならない。市では、この金額より低い金額で応札してくださいという金額を決めて、それより高い金額では有効な入札にならないということで契約できないということになる。

委員 すみません、31ページを見ていたので、予定価格がないのかと思っていましたが、30ページにありました。先ほどの質問は、予定価格がない前提での質問でした。

委員 落札者以外は参考製品で応札してきて、応札金額は落札者が一番安い。推察するにヤガミ製よりも機能が落ちるのではないかとと思われるが、どうなのか。

事務局 同等品の確認は、担当課で求めている仕様のレベルがあって、そこをクリアしているかどうかの確認を行っている。今回では仕様書の「1. 仕様等」の中で「滅菌処理、乾燥処理後、速やかに次の滅菌処理（連続使用）ができる」とあり、それをクリアできるものを事前に担当課で確認している。

今回、余談ではあるが、落札者はいくつか同等品申請をしていて、その3個うちの2個は仕様を満たさないという回答をしている。レベルが下がるというよりは、担当課が求めるレベルを超えているかどうかという判断になる。比べると下がっているかもしれないが、市が求めているものとしては基準をクリアしているということになる。

委員 仕様書の「1. 仕様等」はこれでいいとして、「5. 特記事項」で「(1) 製品指定なし」とあるが、ここを例えば「(1) ヤガミ製と同等品」というように書けないのか。

事務局 同等の機能を有するという前提で発注しているが、仕様の書き方が明確ではないというご指摘については、確かにそうなのかもしれない。

委員 そのほうがもっと縛りをかけて、機能が高いものにできるのではないか。ただ、この応札金額より高くなるかもしれないが。

事務局 高くなるかもしれない。

委員 そうであれば、価格と機能を考慮して、個別で考えていかなければならないのでは。

事務局 仕様書の中では同等以上ということをも明記されてはいないが、業者に配る資料の中に「同等品の申請について」という資料があって、その中で同等品申請の際に、「同等の性能と判別できる資料を添付した上で提出してください」ということで、業者には同等の性能であることを前提に申請していただくという案内をしている。

委員 それはあくまでも担当者レベルの話であって、例えば私がこの資料を見ているだけでは判別できない。

事務局 同等であるということは、第三者からはわからないかもしれない。

委員 仕様で「ヤガミ製と同等品」と謳ったらよいのでは。しかも、子供の健康に関することなので、注意したほうがよいのではないかと思う。

事務局 そのあたりの手続きの案内は今後検討させていただくが、入札を行う上での同等品申請は、同等品以上というのは、それで申請するというのが通例とはなっている。

委員 仕様というのは、工事もそうだが物品も、仕様でだいぶ変わってくると思う。仕様書をより細かく書いたほうがよい場合があるから、そのあたりは考えておいたほうがよいのではないか。

事務局 今回の仕様書で言えば、「製品指定なし」と書くよりも「同等品は可とする」など、積極的に捉えられる表現のほうがより良かったのかなと、ご指摘いただいて思うところがある。

委員 私が気になったのは、同等品という判断のところで、けっこう価格の幅があるので、落札者は1台あたり25万円くらいで、一番応札金額が大きい業者だと1台あたり40万円くらいなので、同等品でそんなに金額が変わるものなのかと、同等なのかと。もちろん

そこは、仕様を見て判断しているというところではあると思うが、一番応札金額が大きい業者から見れば、その仕様でもよかったのかというようなことにはならないのか。同等品申請はしなかったけれども、それだったらこの値段でいけたかもしれない、というようなことはないのかということが気になった。そのあたり、同等品の判断というのは、幅が出てきてしまうのではないかと懸念しているところ。

事務局 同等品の判断というのは、なかなか難しいところは正直あって、例えば仕様で参考製品を提示する際も、理想としては製品を3つくらい出して、このくらいのレベルのものという提示ができたなら一番よいと思うが、実際は3つも選定するのはなかなか難しく、1つ選定して同じくらいの機能で、ということでやっているのが実情である。

学校関係の発注になると、物を買いたいと考えるときに、まずは教材関係のカタログ等から探すということがあって、それで、ヤガミというのが教材メーカーであるが、ヤガミのカタログに載っている製品ということで、まずはこれ有りきで考えると。でも世の中には滅菌器で同じような求めている機能でもう少し安いものがある、その同等品申請があると。こちらも想定していなかったようなものでも、こちらの求める機能を満たすということで安くなるというケースがある。

仕様の作り方ということになるかと思うが、限られた時間で発注していく中で、できるだけ業者が出しやすい仕様を作っていかなければならないとは思いますが、今回のように教材メーカーのものを1つ参考製品としたが、それと違うもの、機能は同等で、より安いものを提案いただいたというのが今回の案件の流れだったのかなと思う。

委員 落札者から3種類の同等品申請があったということで、2つは認めなかったということだが、他者も事前に同等品申請を個別にしていたのか。

事務局 参考製品で応札する場合は、事前の確認手続きは不要になる。参考製品ではなく同等品で応札をしたい場合のみ、事前の申請により確認が必要となる。今回の場合、落札者以外は参考製品での応札になるので、事前に確認等は行っていない。

委員 仮に、別の品を持ってきた場合は、同等品かどうかを事前に確認するという手続きになっているということか。

事務局 そのとおりである。

委員 それは明らかにされているのか。

事務局 指名させていただいた業者に対して、入札の資料ということで同等品の申請のご案内も一緒に送っている。そこには同等品で参加する場合は事前の申請と承認を得ることが必要であると明記している。

委員 入札までの間に、他の業者に対して同等品申請が出ているとか、この製品は認めているというのは、知らされる機会はあるのか。

事務局 現在の本市の運用では、申請してきた業者に対してのみの回答であり、それ以外の業者に対して特段の通知は行っていない。

委員 より安い同等品を探してくる努力をされた業者が落札に近づくという考えか。

事務局 おっしゃる通りかと思う。あくまで金額勝負なので、仕様を満たす中でより安ものをという努力をされた業者が落札に近づくという理解をこちらではしている。

委員 入札要領で、「入札者が1者の場合は、入札を行わない。」となっているが、これはなぜか。

事務局 競争入札の場合、競争性が担保された上での契約ということを想定されているので、1者の場合だと十分に競争性が担保されないと、指名された業者の中で1者しか応札がないとなると、競争性が十分に働かずに合理的な金額にならないという判断で、応札者が1者の場合は入札を中止するという運用としている。

委員 案件3の工事では応札が1者だけだったが、入札を行っているのはなぜか。

事務局 工事の場合は、条件付き一般競争入札ということで、電子入札システムを利用した入札を行っている。この場合は、業者が電子システムの中で金額を入力するが、こちらから選んだ業者が応札するのではなく、業者が自分で応札するものになる。これは他の業者が応札するかわからない中で応札することになるので、応札額を決める際には、他の業者が応札することを見込んで応札するというので、十分競争性が担保されているだろうということで、電子入札システムを利用した条件付き一般競争入札の場合は、1者の応札も有効としている。

他方、この物品の場合は、会場で集まって箱に札を入れる形なので、例えば1者しかいないということになると、会場に自分しかいないということがわかってしまうので、金額について、自分にとって都合のいい、高い金額で入れようということになりかねないので、そういった意味で競争性が働きにくいという判断で、1者の場合は入札を行わないという扱いにしている。

委員 1者だった場合はどうするのか。

事務局 原則としては、仕切り直しをする。競争が働かない理由等を分析して、例えば仕

様に問題があるとか、納期に問題があるとか、これらを改善してから再度入札を行うことが大原則となる。場合によっては、発注が間に合わなくなる場合は、業者を絞って対応する場合もあるが、原則は仕切り直しとなる。

委員 仕切り直しでもできなかった場合は、随意契約するのか。

事務局 仕切り直しができない場合は、例えば1者のみ参加予定だった業者と協議する場合もある。参加予定だったかを聞き取った上で、見積もりを取って随意契約する場合もある。

委員 過去にそのような例はあるのか。

事務局 過去に、入札者が1者で不調となって随意契約で処理した案件は、ままある。大半はもちろん入札は成立するが、1件2件とかではなくて、もう少し数としてはある。

## 5. 総括(委員長)

今回も事務局のみなさま準備等、大変だったかと思えますけれども、それぞれの入札について十分な審議ができたのではないかと思います。今回は委員も一部入れ替わりまして、新たな視点での指摘、問題提起等できたのではないかと思いますので、またこれを参考にしていればと思います。今回は特に建築工事について、以前から課題である応札が少ないという点について多く時間を割けたかなと思います。今年度から一部市外業者を対象を広げる等の対応策を取っていかれているということですので、この点、引き続き見守りながら、より充実した適正な入札が実現していけるようにと考えております。以上です。

## 6. 閉会あいさつ(契約検査課長)

冒頭の、総務部長のあいさつにもありましたとおり、改めましてこのたびは入札等監視委員会の委員にご就任いただきましてありがとうございます。任期は2年間となっておりますが、その間にたくさんのご意見やご指導を頂戴したいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願い致します。

本日は公私ご多忙の中、入札等監査委員会にご出席いただき、誠にありがとうございました。本日はいただきました貴重なご意見を踏まえ、特に先ほど委員長がおっしゃられました建築工事の参加者数であったり、依頼工事の依頼課が参加していないという点に関しては次回以降改めさせていただきますと思います。公共工事等の公正な発注のため、引き続き、適正な入札の実施を行ってまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。本日は誠にありがとうございました。